

# 足立区教育委員会会議録

会議名	平成26年第2回足立区教育委員会臨時会					
開会月日	平成26年3月31日(月)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・午後 3時00分		～	(閉会) 午前・午後 3時35分		
休憩時間	①(休憩) 午前・午後 時 分		～	②(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	委員長	花岡 惠三	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	出席
	教育長	青木 光夫	出席	出席委員5名、欠席委員0名		
出席 説明 員	鈴木 一夫	教育次長	出席	三橋 雄彦	子ども家庭部長	出席
	石居 聡	学校教育部長	出席	永井 章子	子ども家庭課長	出席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	鳥山 高章	保育計画課長	出席
	絵野沢秀雄	学校適正配置担当課長	出席	荻原 貞二	保育課長	出席
	高橋 秀幸	学校支援課長	出席	大谷 博信	青少年課長	出席
	下河邊純子	放課後子ども教室担当課長	出席	境 博義	こども支援センターげんき所長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	浅見 信昭	学力定着推進担当課長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	市川 保夫	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	日比谷松夫	生涯学習振興公社事務局長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席			
	宮澤 一則	教育指導室長	出席			
	山崎 宏	教職員課長	出席			
書記	山崎 弘孝 庶務係長		楠山 慶之 庶務係主査			
傍聴者	0名					
会議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

平成26年3月31日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

委員長 ただいまから本年第 2 回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

委員長 初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名に、小川正人委員、小川清美委員をご指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

委員長 それでは、日程第 1、第 19 号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第 1、第 19 号議案足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則。

以上。

委員長 第 19 号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 恐れ入ります。議案説明書資料の 3 ページでございます。第 19 号議案の説明資料でございます。

1、足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則を制定するものでございます。

2、制定の理由でございますが、足立区教育委員会の附属機関として設置いたしました「足立区いじめ問題対策委員会」の組織及び運営に関する事項を規定し、足立区立学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うために規則を制定するものでございます。

3、主な内容でございます。

(1)といたしまして、委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するということがござ

いまして、学識経験を有する者、弁護士、そのほかに教育委員会が適当と認める者ということで委員構成を考えてございます。

(2)委員の任期は 2 年といたしまして、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(3)対策委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となるというようなことを定めるものでございます。

4、施行年月日は、平成 26 年 4 月 1 日です。

今後の方針でございますが、いじめ問題対策委員会の適切な運用を図り、足立区立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行ってまい

私からは、以上です。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第 19 号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。特にないですか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第 19 号議案足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長 では次に、日程第 2、第 20 号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第 2、第 20 号議案足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

委員長 次に、第20号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

学校教育部長 お手元の資料の9ページでございます。第20号議案説明資料でございます。

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則を定めるものでございます。

1、改正の理由でございますが、情報公開制度の設計時から比べ、現在では想定を超えて生じている課題があるというものでございます。それに対応するために内容の改正を行っていききたいということです。

2、主な改正内容でございます。

(1)第6条に、条例第13条の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合、交付部数は1件の請求につき1部とするということ。

(2)といたしまして、第8条第1項で、条例第13条第1項及び第2項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額を、別表のとおりとするということでございます。

(3)別表を追加して、その費用の額を示すということでございます。

3、施行年月日については、平成26年4月1日からということでございます。

私からは、以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第20号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ございませんか。

(なし)

では、ないようですので、意見なしと認め、これより第20号議案足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

委員長 次の議案ですが、関連のある議案ですので、日程第3、第21号議案と、日程第4、第22号議案をまとめて議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第3、第21号議案足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則。日程第4、第22号議案足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

委員長 それでは、第21号議案と第22号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

子ども家庭部長 まず、第21号議案のほうは12ページの説明資料をごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、今回の改正理由につきましては、昨年12月に特別区人事委員会勧告に基づきまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正し、住居手当の支給対象等を変更してございます。変更内容につきましては、世帯主である職員に住居手当を支払ったものを、「月額2万7,000円以上の家賃を払う職員に支給する」という変更に伴いまして、いわゆる一般的な手当がなくなったため、勤務1時間当たりの給与額に算入する手当から住居手当を除外するたための改正でございます。

2、改正内容につきましては、住居手当をこの算入する手当に指定しています第17条第1項第2号を削除するものでございます。

3、施行年月日は、平成26年4月1日でございます。

続きまして、第22号議案でございます。

大変申しわけございません。議案の15ページ、16ページの住居手当の様式変更につきましては、席上配付のものと差しかえていただきますようお願い申し上げます。

説明につきましては、19ページの説明資料でございます。

件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

今回の規則改正は住居手当の規則で、今まで住居手当につきましては「扶養親族のあり・なし」で金額を変えてございましたが、それがなくなったということと、月額2万7,000円以上の家賃を支払うことを条件にするものでございます。

変更内容でございます。

記の1番、2番、4番につきましては、先ほどの扶養親族の有無にかかわる規定でございますので、それを削除するという内容でございます。

2番の別記様式につきましては、同じく一般職員の住居手当の変更に伴いまして住居届の様式も変えてございますので、あわせて改正になってございます。

続いて、記の3番、第4条の2関係でございますが、月額2万7,000円以上の家賃を支払うことが条件でございますので、家賃が明確でない場合、例えば家賃と食糧費を一緒に支払っている場合の基準等を定める必要があるということで、第4条の2を追加するものでございます。

5番、6番につきましては、制定当初の附則とこの一部改正の附則につきまして、経過措置と改正附則の施行日を定めるものでございます。

7番、詳細については、新旧対照表をごらんください。

説明については、以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第21号議案と第22号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第21号議案足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則並びに第22号議案足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

委員長 次に、日程第5、第23号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第5、第23号議案足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の進達について。

以上。

委員長 第23号議案についても、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

子ども家庭部長 第23号議案については、24ページの説明資料に基づきまして説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正の理由につきましては、足立区青少年問題協議会に、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題対策連絡協議会の機能を追加することに伴いまして、足立区に勤務する職員として学校教育部長を新たに加えるための改正でございます。

2、改正内容につきましては、第2条第2項中に「教育委員会事務局学校教育部長」という1号を新たに加えるものでございます。

3、施行年月日は、平成26年4月1日からでございます。

よろしく願いいたします。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第23号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ございませんか。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第23号議案足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

委員長 次に、日程第6、第24号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第6、第24号議案足立区青少年委員の委嘱について。

以上。

委員長 第24号議案についても、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

子ども家庭部長 26ページ以降が議案でございますが、委嘱する予定の方が27ページ、28ページの107名の方でございます。説明につきましては、29ページの議案説明資料で説明いたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、提案理由につきましては、青少年委員の任期は2年でございます。24・25年度の任期が切れますので、新たに26・27年度の青少年委員を委嘱するものでございます。

なお、青少年委員に関する規則第3条に基づき、各青少年対策地区委員会からの推薦に基づきまして17名が推薦されて委嘱するものでございます。

3にありますとおり、委嘱期間につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

4、経歴等につきましては、全107名のうち再任者が76名、新任者が31名でございます。再任者につきましては、いずれも活動状況が良好で意欲の高い人物が選ばれております。また、新任者につきましては、PTA会長を務めていた方など地域及び学校とのつながりが深い人物が選ばれているといった内容でございます。

私からの説明は、以上でございます。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第24号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

桑原委員。

桑原委員 27ページになるのですが、青少年委員の新しい方の名簿があります。5ブロック、6ブロックでは、新任の方が半分以上ということで、何か問題等があったのですか。偶然こうなっているのかもしれないのですが、理由をお聞きしたいなと思います。

委員長 青少年課長。

青少年課長 今、委員の方からご指摘ございました5ブロック、6ブロックは、確かに委員の交代が多いところでございます。私が聞いているところでは特に問題ということではないのですが、地区対会長になったり、家庭の都合などが重なって

いることは事実でございます。問題があったということはありませんので、引き続きしっかり連携をとって適正に運営していくようにしたいと思います。

委員長 桑原委員、よろしいですか。

桑原委員 はい。ありがとうございます。

委員長 他にございますか。よろしいですか。

(なし)

他にないようですので、これより第24号議案足立区青少年委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたします。

委員長 次に、日程第7、第25号議案を議題といたします。

庶務係長。

庶務係長 日程第7、第25号議案足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について。

以上。

委員長 第25号議案につきましては、事務局幹部職員の案件でありますので、青木教育長から説明をお願いいたします。

教育長。

教育長 それでは、私から第25号議案のご説明をさせていただきます。

4月1日付での教育委員会の事務局幹部職員の人事案でございます。まず、1、発令のほうでございます。

浅見信昭、教育次長参事(学力定着推進担当)統括課長でございますが、統括課長から部長級参事への昇任でございます。引き続き、学力定着推進担当の事務取扱をしていただくということで

ございます。

次が、子ども家庭部子ども家庭課長に、鳥山高章。

学校教育部教育指導室長に、浮津健史。

それから、31ページでございます。

学校教育部教職員課長に、川原井隆之。

子ども家庭部子ども・子育て支援課長に、荻原貞二。

子ども家庭部子ども・子育て施設課長に、橋本太郎。

子ども家庭部青少年課長に、寺島光大。

こども支援センターげんき所長に、西野知之。

子ども家庭部副参事(こども支援担当)に、渡邊勇でございます。

2については、事務取扱などを解く辞令でございまして、子ども家庭部参事である永井章子を参事から免ずる。同時に、子ども家庭課長の事務取扱も解くということ。それから重ねて、おおやたこども園担当の事務取扱も解くということ。

それから、鳥山高章については、子ども家庭部保育計画課長を免ずる。

高橋秀幸については、学校教育部学校支援課長を免ずる。

下河邊純子、学校教育部放課後子ども教室担当を免ずる。

宮澤一則、学校教育部教育指導室長を免ずる。

山崎宏、学校教育部教職員課長を免ずる。

荻原貞二、子ども家庭部保育課長を免ずる。

大谷博信、子ども家庭部青少年課長を免ずる。

境博義、こども支援センターげんき所長を免ずる。以上でございます。

提案理由ですが、平成26年4月1日付の区長部局の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるため、この案件を提出をさせていただいたものでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第25号議案について、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

(なし)

ないようですので、意見なしと認め、これより第25号議案足立区教育委員会事務局幹部職員の人事についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

委員長 このほか何かございますか。

(なし)

では、これで本日の議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時35分閉会



平成26年第2回  
足立区教育委員会臨時会

日 時 平成26年3月31日 月曜日 午後3時00分開議  
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第1 第19号議案 足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則	1
日程第2 第20号議案 足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則	4
日程第3 第21号議案 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
日程第4 第22号議案 足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	14
日程第5 第23号議案 足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の進達について	23
日程第6 第24号議案 足立区青少年委員の委嘱について	26
日程第7 第25号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について	30

## 第19号議案

足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則

上記の議案を提出する。

平成26年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光 夫

足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区いじめ問題対策委員会条例(平成25年条例第41号)第5条の規定に基づき、足立区いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第3条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、対策委員会の議事に関係のある者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 対策委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 対策委員会の庶務は、学校教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

付 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

いじめ問題の防止と対処を行う委員会の設置規定を整備する必要があるため、この規則案を提出いたします。

# 第 1 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>いじめ防止対策推進法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき教育委員会の附属機関として設置した「足立区いじめ問題対策委員会」の設置規定を整備する必要があるため。</p> <p>1 施行規則案名 足立区いじめ問題対策委員会設置条例施行規則</p> <p>2 制定の理由 足立区教育委員会の附属機関として設置した「足立区いじめ問題対策委員会」の組織及び運営に関する事項を規定し、足立区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う。</p> <p>3 主な内容 (1) 委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 ・学識経験を有する者 ・弁護士 ・上に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者 (2) 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (3) 対策委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。</p> <p>4 施行年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	本対策委員会の適切な運用を図り、足立区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行う。

## 第 20 号議案

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（区政情報の写しの交付部数）

第 6 条 条例第 13 条第 1 項の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合、交付部数は 1 件の請求につき 1 部とする。

第 8 条を次のように改める。

（区政情報の開示の実施に要する費用の負担）

第 8 条 条例第 14 条第 1 項ただし書又は第 2 項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 請求者は、区政情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
	カラーコピー 1 面	5 0 円
電子計算機からの出力物の交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
リーダープリンターからの出力物の交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
フロッピーディスクに複写したものの交付	1 枚	5 0 円
C D - R に複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
U S B メモリーに複写したものの交付	1 個	1 , 0 0 0 円
写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

- 1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。
  - 2 用紙の規格は、日本工業規格による。
- 第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 3 号様式及び第 4 号様式中「開示期間」を「開示等決定期間」に改める。

第 5 号様式ア中「3 決定の結果については、別途書面によりお知らせいたします。」を削る。

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

足立区情報公開条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 2 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>足立区情報公開条例の一部改正に伴い、下記のとおり足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 改正理由 情報公開制度設計時の想定を超えて生じている問題に対応するため。</li><li>2 主な改正内容<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第 6 条を変更 第 6 条 条例第 1 3 条の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合、交付部数は 1 件の請求につき 1 部とする。</li><li>(2) 第 8 条第 1 項を追加 第 8 条第 1 項 条例第 1 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額を、別表のとおりとする。</li><li>(3) 別表（第 8 条関係）を追加 第 1 号様式、2 号様式、第 5 号様式の文言を追加</li></ol></li><li>3 施行年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日</li></ol>
今後の方針	



足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則</p> <p><u>(区政情報の写しの交付部数)</u></p> <p><u>第6条 条例第13条第1項の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合、交付部数は1件の請求につき1部とする。</u></p> <p><u>(区政情報の開示の実施に要する費用の負担)</u></p> <p><u>第8条 条例第14条第1項ただし書き又は第2項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 請求者は、区政情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。</u></p> <p><u>い。</u></p> <p><u>付則の次に次の別表を加える</u></p>	<p>○足立区教育委員会が保有する区政情報の公開等に関する規則</p> <p>(区政情報の写しの作成交付)</p> <p>第6条 区政情報の写しの作成は、区長が別に定める方法により行う。</p> <p>2 写しの交付は、1件の請求につき1部とする。</p> <p>(区政情報の写しの作成等に要する費用の納付)</p> <p>第8条 請求者は、条例第14条第2項に規定する区政情報の写しの作成及び送付に要する費用を前納しなければならない。</p>

区政情報開示請求書

(提出先) 平成 年 月 日

- 足立区長
- 足立区教育委員会
- 足立区選挙管理委員会
- 足立区監査委員
- 足立区農業委員会

[上記[レ]印を付した実施機関に  
対して請求します]

請求者 氏名 \_\_\_\_\_

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

[団体の場合は、主たる事務所の所在地、電話番号]

連絡先 氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

[団体の場合は、担当者の氏名、電話番号]

足立区情報公開条例第7条の規定に基づき、次のとおり請求します

請求の内容

区政情報の具体的な名称  
又は知りたい事項を具体的  
に記入して下さい。

開示の方法

- 1. 閲覧
- 2. 視聴
- 3. 写しの交付

※ 開示の請求に係る区政情報の開示の実施に要する費用は、請求者の負担となります。費用の額は、別表（裏面）のとおりです。

開示を請求する理由・目的

\*受付場所

- 1. 区政情報課
- 2. その他 ( )

(注意)

- 1. 公開を請求する理由・目的は、差し支えなければ記入して下さい。
- 2. 住所以外に日中で連絡のつき易い所のある方は、連絡先を記入して下さい。
- 3. \*の欄は記入の必要はありません。

○この請求書のコピーは区政情報開示請求書の控えです。

○この請求に対する決定は請求(收受日)の翌日から起算して、14日以内  
に行い、速やかに文書により通知します。

【電話等により通知し、決定文書は閲覧又は写しの交付時にお渡しすることがあります。】

○この請求に対する決定が条例所定の期間内にされない場合は、開示の請求に係  
る区政情報について非開示決定がされたものとみなすことができます。

○この写しは、決定通知書がお手元に届くまで(電話等による決定連絡の場合  
は、閲覧又は写しの交付時まで)は保管しておいて下さい。

○問合わせ先 足立区役所 区政情報課 3880-5225

收受印

別表

区 分	単 位	金 額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1 面	1 0 円
複写機により作成した写しの交付	A 3 判以下のもの 1 面 カラーコピー 1 面	1 0 円 5 0 円
電子計算機からの出力物の交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
リーダープリンターからの出力物の交付	A 3 判以下のもの 1 面	1 0 円
フロッピーディスクに複写したものの交付	1 枚	5 0 円
C D-R に複写したものの交付	1 枚	1 0 0 円
U S B メモリーに複写したものの交付	1 個	1, 0 0 0 円
写しの郵送に要する費用		実費相当額

備考

- 1 A 3 判を超えるものの写しについては、A 3 判に換算した枚数分の金額とする。
- 2 用紙の規格は、日本工業規格による。

区政情報開示等決定通知書

足 収 第 号  
平 成 年 月 日

様

足立区教育委員会

平成 年 月 日にありました区政情報の開示請求につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

請求の内容	
区政情報の件名	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 全部開示（開示の日時、開示の場所のとおり） <input type="checkbox"/> 一部開示（開示の日時、開示の場所、開示に応じられない理由・部分のとおり） <input type="checkbox"/> 全部非開示（開示に応じられない理由・部分のとおり） <input type="checkbox"/> 不存在（開示に応じられない理由・部分のとおり） <input type="checkbox"/> 存否非開示（開示に応じられない理由・部分のとおり）
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
開示の日時	平成 年 月 日（ ） 時から 時まで
開示の場所	1. 区政情報課    2. その他（ ）
開示に応じられない理由・部分	
*開示できる予定のある場合	平成 年 月 日以降であれば、当該区政情報の（全部・一部）を開示することができます。
担当課	所属 電話（ ） 内線

○ この決定に不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。

○ この決定については、この決定があったことを知った日(上記の不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区教育委員会です。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(注意)

1. 区政情報の開示を受ける際には、この通知書を提示して下さい。
2. 指定された区政情報の開示の日時に来庁出来ない場合は担当課に電話等で連絡して下さい。
3. 区政情報の開示によって得た情報は、条例の規定に基づき、適正に使用しなければなりません。
4. 足立区情報公開条例第13条第2項及び第3項の規定により、この通知があった日から90日以内に、正当な理由なく開示を受けないときは、当該区政情報は開示されたものとみなします。

*整理番号			-		
-------	--	--	---	--	--

意見照会書

足 収 第 号  
平成 年 月 日

様

足立区教育委員会

足立区情報公開条例に基づき、下記区政情報の開示請求がありました。開示するかどうかの検討の参考とするため、別紙によりご意見をお知らせください。

開示請求のあった 区政情報の件名	
区政情報に記載され ている情報の内容	
回答の期限	平成 年 月 日までに到着するようお願いいたします。
担 当 課	所属 電話 内線

(注意)

1. 回答は別紙「回答書」を送っていただくほか、直接担当課へ申し出いただくか電話による回答のいずれの方法でも結構です。
2. 期限までにいずれの回答も無い場合は、情報公開条例の趣旨に沿って実施機関において決定いたします。

## 第 2 1 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 削除

付 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則を整備する必要があるもので、この規則案を提出いたします。

## 第 2 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>1 改正の理由 平成 2 5 年特別区人事委員会勧告に基づき幼稚園教育職員の給料に関する条例を改正したことに伴い、住居手当の支給対象等を変更したことにより、勤務 1 時間当たりの給与額に算入する手当から住居手当を除外する必要があるため、次のとおり改正する。</p> <p>2 改正内容 第 1 7 条第 1 項第 2 号を削除する。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出等)</p> <p>第17条 条例第22条の教育委員会規則で定める手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>住居手当の月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)にあっては、その額に勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出等)</p> <p>第17条 条例第22条の教育委員会規則で定める手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>付 則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p>



## 第 2 2 号議案

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する  
規則

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する  
規則

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成 1 2 年足立区教育  
委員会規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（家賃の算定の基準）

第 4 条の 2 第 3 条の規定による届出に係る職員が家賃と食糧費を併せ支  
払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、教育委員会は、  
教育委員会が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するもの  
とする。

第 5 条第 2 項を削る。

別記様式(第 3 条関係)を次のように改める。

付則に次の 1 項を加える。

付 則

(経過措置)

第 3 条 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(平成 25 年足立区条例第 71 号。以下「平成 25 年改正条例」という。)

付則第 1 項ただし書に規定する日において、平成 25 年改正条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「平成 25 年改正条例による改正後の条例」という。)第 14 条第 1 項に該当する職員における第 3 条及び第 5 条の規定の適用については、第 3 条中「新たに条例」とあるのは「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 25 年足立区条例第 71 号。以下「平成 25 年改正条例」という。)

付則第 1 項ただし書に規定する日において、平成 25 年改正条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「平成 25 年改正条例による改正後の条例」という。))と、「具備するに至った」とあるのは「具備する」と、「速やかに」とあるのは「足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則(平成 26 年足立区教育委員会規則第 2 号。以下「平成 26 年改正規則」という。)の施行の日以降速やかに」と、第 5 条中「住居手当」とあるのは「平成 25 年改正条例による改正後の条例による住居手当」と、「職員が新たに条例第 14 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」とあるのは「平成 25 年改正条例付則第 1 項ただし書に規定する日の属する月」と、「同項」とあるのは「平成 25 年改正条例による改正後の条例第 14 条第 1 項」と、「これに係る事実の生じた日」とあるのは「平成 25 年改正規則の施行の日」とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年足立区条例第71号）付則第2項及び第3項による住居手当の支給については、この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の規定の例による。

#### 付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 2 2 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>平成 2 5 年特別区人事委員会勧告に基づき幼稚園教育職員の給料に関する条例を改正し、住居手当の支給対象等を変更したため、足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則を、次のとおり改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 2 条第 3 項関係 扶養親族の有無に応じた手当額の区分が廃止されたことに伴い第 3 項を削る。</li> <li>2 第 3 条第 2 項関係 扶養親族の有無に応じた手当額の区分が廃止されたことに伴い第 2 項を削る。 別記様式を別紙のとおりに改める。</li> <li>3 第 4 条の 2 関係 住居手当の支給要件に月額 2 7, 0 0 0 円以上の家賃を支払っていることが加えられたことに伴い、家賃の算定の基準を定めるため、第 4 条の次に第 4 条の 2 を加える。</li> <li>4 第 5 条第 2 項関係 扶養親族の有無に応じた手当額の区分が廃止されたことに伴い第 2 項を削る。</li> <li>5 付則（制定当初のもの） 第 3 条（経過措置）の追加 平成 2 6 年 4 月 1 日に改正後の住居手当の支給要件を満たしている職員の届出、支給の始期及び終期について定める。 ※ 当該職員への住居手当の支給は 4 月から開始する。</li> <li>6 付則（この一部改正規則のもの） 第 1 項（施行期日） この規則の施行日を平成 2 6 年 4 月 1 日とする旨を定める。 第 2 項（経過措置） 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第 2 項及び第 3 項による住居手当の支給は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の規定と同様の取扱いをする旨を定める。</li> <li>7 新旧対照表 別紙のとおり</li> </ol>
今 後 の 方 針	

足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>条例第14条第2項に規定する扶養親族を有する者とは、条例第11条第1項の規定による扶養手当を受けている者をいう。</u></p>	<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>
<p>(届出)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>2 <u>前項の規定は、職員が条例第14条第2項に定める手当額の区分に係る要件を具備するに至った場合及び当該要件を欠くに至った場合について準用する。</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 (省略)</p>
	<p><u>(家賃の算定の基準)</u></p> <p>第4条の2 <u>第3条の規定による届出に係る職員が家賃と食糧費を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、教育委員会は、教育委員会が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。</u></p>
<p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 <u>前項の規定は、職員が新たに条例第14条第2項に定める手当額の区分に係る要件を具備するに至った場合及び当該要件を欠くに至った場合について準用する。</u></p>	<p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第5条 (省略)</p>
<p><u>別記様式（第3条関係） (省略)</u></p>	<p><u>別記様式（第3条関係） (省略)</u></p>
	<p><u>付 則</u> <u>(経過措置)</u></p>

改正前	改正後
	<p>第3条 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  (平成25年足立区条例第71号。以下「平成25年改正条例」という。)付則  第1項ただし書に規定する日において、平成25年改正条例による改正後の  足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「平成25年改正条例による  改正後の条例」という。)第14条第1項に該当する職員における第3条及び  第5条の規定の適用については、第3条中「新たに条例」とあるのは「足  立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成25年  足立区条例第71号。以下「平成25年改正条例」という。)付則第1項ただ  し書に規定する日において、平成25年改正条例による改正後の足立区幼稚  園教育職員の給与に関する条例(以下「平成25年改正条例による改正後の  条例」という)」と、「具備するに至った」とあるのは「具備する」と、  「速やかに」とあるのは「足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則  の一部を改正する規則(平成26年足立区教育委員会規則第2号。以下「平成  26年改正規則」という。)の施行の日以降速やかに」と、第5条中「住居手  当」とあるのは「平成25年改正条例による改正後の条例による住居手当」  と、「職員が新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った  日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)」  とあるのは「平成25年改正条例付則第1項ただし書に規定する日の属する  月」と、「同項」とあるのは「平成25年改正条例による改正後の条例第14  条第1項」と、「これに係る事実の生じた日」とあるのは「平成25年改正  規則の施行の日」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則 (この一部改正規則のもの)  (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  (経過措置)</p> <p>2 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成  25年足立区条例第71号)付則第2項及び第3項による住居手当の支給につ</p>

改正前	改正後
	<u>いては、この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の規定の例による。</u>

住 居 届				平成 年 月 日届出					
(提出先)	所 属	職員番号		届出事由 <input type="checkbox"/> 新規届出 <input type="checkbox"/> 住居異動 <input type="checkbox"/> 世帯主の変更 <input type="checkbox"/> 収入の変動 <input type="checkbox"/> その他 上記事実の発生					
教育長		氏 名	印						
足立区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則第3条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。 (証明書 通添付)									
住 所				平成 年 月 日					
世帯主氏名	あなたとの続柄 ( )								
住宅の実情	種類 名義	持 家	賃 貸 住 宅			家賃負担状況	契 約 状 況		
			職員住宅 ・社宅等	民 間 アパート等	そ の 他 ( )				
	自己(共有)					月額 円	契約期間 年 月 日から 年 月 日まで		
	他 人	所有者及び借主氏名( )続柄( )			<input type="checkbox"/> 住宅使用料のみ <input type="checkbox"/> 光熱水費を含む <input type="checkbox"/> 賄費を含む	共同名義人が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 氏名( )			
世帯の構成状況	氏 名	続柄	生年月日	同居・別居の別	職 業 等	勤 務 先	年 収	備 考	
		本人	. .	同 ・ 別					
			. .	同 ・ 別					
			. .	同 ・ 別					
			. .	同 ・ 別					
			. .	同 ・ 別					
所 属	園 長	副園長	担 当	給 与 担 当	係 長	担 当	給 人 与 事 担 課 当	係 長	担 当
<input type="checkbox"/> 第4条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第4条第1項第2号 ( ) 上記のとおり確認する。 年 月 日						年 月 日受理			
子ども家庭部子ども家庭課長						年 月 から支給			
1 それぞれの該当欄にレ若しくは○を入れるか、又は該当の条項を○で囲むこと。 2 住宅の実情に応じて、それぞれ該当する箇所に記入すること。 3 太線の枠内のみ記入すること。 4 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目、○場等)のみならず、住居番号等(○棟、○号室、○荘、○様方等)もできるだけくわしく記入すること。 5 「世帯の構成状況」欄には、同居・別居にかかわらず、生計を一にする者はすべて記入すること。 6 「世帯の構成状況」欄には、住民票上の同一世帯か否かではなく、同一の住宅に居住する者はすべて記入すること。 7 「住宅の実情」欄中「職員住宅・社宅等」とは、国・都・区・民間等を問わず、すべての勤務先が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。 8 特殊な事情については、子ども家庭課子ども家庭係に問い合わせるか、又は裏面余白に説明を加えること。 9 収入世帯主及び名義世帯主に該当する者は、世帯員の収入状況に異動があった場合、速やかに子ども家庭課子ども家庭係に連絡すること。 10 事実の生じた日から15日以内に子ども家庭課子ども家庭係まで提出すること。									



## 住居届添付書類

提出書類	住民票上の世帯主かつ、持家・賃貸名義が本人（共有名義含む）の場合	左記以外の場合（収入世帯主の場合）
住民票または住民票記載事項証明書（※） （世帯全員の記載があり、続柄記載のもの）	○	○
（持家の場合） 登記事項証明書（写）又は固定資産税納付書（家屋の所在地番が確認できる写し） （賃貸の場合） 賃貸借契約書（住所、貸主、借主、契約期間、家賃額が確認できる写し）	○	○
世帯員全員の収入証明（次のいずれかひとつ） ・源泉徴収票・確定申告書の控え ・公的年金の支払通知書 ・課税証明書（総収入金額記載のもの） ※職員本人の収入証明書は必要ありません。		○
申立書（指定様式）		○

【注】添付書類がすぐに揃わない場合は、住居届の余白に「添付書類後日送付」と記載して提出してください。

（※）《承諾書》※区内在住職員で住民票の添付の省略を希望する方のみ記入

私は、足立区住民検索オンラインシステムによる本件届出内容の確認を承諾します。ついては、住民票の添付を省略します。

氏名

印

給与係確認日

## 第 2 3 号議案

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の進達について

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則  
足立区青少年問題協議会条例施行規則（昭和 4 1 年足立区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（ 8 ） 教育委員会事務局学校教育部長  
付 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

青少年問題協議会の委員の構成を変更する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 2 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の進達について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 改正理由 足立区青少年問題協議会に、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の機能を追加することに伴い、足立区に勤務する職員として学校教育部長を新たに委員として加える必要があるため、足立区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容 第 2 条第 2 項中に、「教育委員会事務局学校教育部長」という 1 号を新たに加える。</p> <p>3 施行日 平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	関係所管と連携し、足立区青少年問題協議会を円滑に運営していく。

青少年問題協議会条例施行規則新旧対照表（改正条文のみ）

改正前	改正後
<p>(委員)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 省略</p> <p>(1)から (7)まで省略</p> <p>(8) <u>教育委員会事務局子ども家庭部長</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 省略</p> <p>(1)から (7)まで省略</p> <p>(8) <u>教育委員会事務局学校教育部長</u></p> <p>(9) <u>教育委員会事務局子ども家庭部長</u></p> <p>付 則(平成26年 月 日規則第 号)</p> <p><u>この規則は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>

## 第 2 4 号議案

足立区青少年委員の委嘱について  
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区青少年委員の委嘱について  
足立区青少年委員を下記のとおり委嘱する。

### 記

#### 1 被委嘱者

別紙のとおり

#### 2 委嘱期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

#### (提案理由)

足立区青少年委員に関する規則第 3 条の規定に基づき、足立区青少年委員を委嘱する必要があるため、この案を提出いたします。

平成26・27年度 足立区青少年委員名簿

No.	ブロック	名前	ふりがな	通学区域	地区対	新任
1	1	豊住 いずみ	とよすみ いずみ	千寿常東小	常東	
2		高橋 雅代	たかはし まさよ	千寿桜堤中	常東	
3		米持 昭治	よねもち あきはる	千寿八小	常東	
4		大木 通子	おおき みちこ	第一中	三	
5		中屋 肩一	なかや ぶさかず	千寿桜小	三	
6		宮崎 保子	みやざき やすこ	千寿小	三	
7		今井 しづ江	いまい しづえ	千寿本町小	四	
8		北島 一弘	きたしま かずひろ	千寿青葉中	五	
9		吉川 和宏	よしかわ かずひろ	千寿双葉小	五	
10	2	下川 佐智子	しもかわ さちこ	宮城小	江南	
11		竹之内 茂樹	たけのうち しげき	江南中	江南	
12		矢口 悦道	やぐち よしみち	江北小	十三	
13		橋本 博	はしもと ひろし	高野小	十三	
14		日高 佐和子	ひだか さわこ	上沼田中	十三	
15		遠藤 滋子	えんどう しげこ	扇小	十三	
16		佐々木 順二	ささき じゅんじ	江北中	十三	
17	3	高橋 真佐子	たかはし まさこ	興本小	興本	
18		田中 実	たなか みのる	本木小	興本	
19		竹田 春彦	たけだ はるひこ	寺地小	興本	
20		藤田 義之	ふじた よしゆき	第六中	興本	
21		木島 俊江	きじま としえ	扇中	興本	
22		吉岡 成子	よしおか しげこ	西新井小	西新井	
23		江川 彰一	えがわ しょういち	西新井一小	西新井	
24		栗田 泰夫	くりた やすお	第五中	西新井	
25	4	川下 勝利	かわしも かつとし	関原小	七	
26		小張 悦子	こばり えつこ	第七中	七	
27		塚本 孝子	つかもと たかこ	栗原小	西新井	
28		山本 孝志	やまもと たかし	梅島小	十	*
29		鈴木 昌友	すずき まさとも	梅島二小	十	*
30		飯塚 佳正	いづか よしまさ	亀田小	十	
31		遊馬 正子	ゆうま まさこ	第九中	十	
32		東 誠一郎	あずま せいいちろう	第十中	十一	*
33		櫻井 要一郎	さくらい よういちろう	梅島一小	十一	
34		石鍋 明光	いしなべ あきみつ	島根小	十一	
35	5	吉澤 正幸	よしざわ まさゆき	足立小	中央南	*
36		小沼 久美子	おぬま くみこ	弥生小	中央南	*
37		多島 三好	たじま みよし	第四中	中央南	
38		砂田 健二	すなだ けんじ	弘道小	弘道	*
39		佐藤 健二	さとう けんじ	弘道一小	弘道	*
40		前島 政章	まえじま まさあき	第十一中	弘道	*
41		6	足立 義之	あだち よしゆき	綾瀬小	綾瀬
42	佐藤 文孝		さとう ふみたか	東加平小	綾瀬	
43	岡村 佳子		おかむら けいこ	東湊江小	綾瀬	*
44	菱沼 政弘		ひしぬま まさひろ	北三谷小	綾瀬	*
45	高橋 将郎		たかはし まさお	東綾瀬小	綾瀬	
46	大塚 洋二		おおつか ようじ	東綾瀬中	綾瀬	*
47	檜山 真一		ひやま しんいち	蒲原中	綾瀬	
48	三枝 孝次		みえだ たかつぐ	大谷田小	中川	*
49	下島 利代		しもじま としよ	長門小	中川	
50	7	田澤 信行	たざわ のぶゆき	中川小	佐野	
51		金子 一	かねこ はじめ	中川東小	佐野	*
52		小林 保彦	こばやし やすひこ	中川北小	佐野	*
53		佐藤根 隆	さとね たかし	第十二中	佐野	
54		湯口 多起子	ゆぐち たきこ	谷中中	佐野	
55		山田 直美	やまだ なおみ	辰沼小	神明	
56		白井 純子	しらい じゅんこ	六木小	神明	*
57		菊地 聡	きくち さとし	第十三中	神明	*

平成26・27年度 足立区青少年委員名簿

No.	ブロック	名前	ふりがな	通学区域	地区対	新任
58	8	関根 裕子	せきね ゆうこ	青井小	中央	
59		伊藤 定雄	いとう さだお	青井中	中央	
60		平田 文雄	ひらた たけお	栗島中	中央	
61		杉村 吉紀	すぎむら よしき	加平小	保塚	*
62		日比谷 靖一	ひびや せいいち	栗島小	中央	
63		嶋田 健一	しまだ けんいち	東栗原小	保塚	*
64		鈴木 奏子	すずき かなこ	平野小	保塚	
65		速水 雅彦	はやみず まさひこ	東島根中	保塚	*
66	9	後藤 吉太郎	ごとう よしたろう	花畑小	保塚	
67		辻村 宣明	つじむら のぶあき	花保小	保塚	
68		鎌田 秀一	かまた しゅういち	花保中	保塚	
69		遠山 辰雄	とやま たつお	花畑一小	花畑	*
70		古川 美奈子	ふるかわ みなこ	花畑西小	花畑	*
71		上田 美根	うえだ みね	花畑中	花畑	*
72		仲崎 弘子	なかざき ひろこ	花畑北中	花畑	
73		芦川 珠美	あしかわ たまみ	桜花小	花畑	
74	10	武田 伸一	たけだ しんいち	中島根小	十一	*
75		芦川 直子	あしかわ なおこ	六月中	竹の塚	*
76		大西 るり子	おおにし るりこ	淵江小	竹の塚	
77		飯島 伸明	いじま のぶあき	淵江一小	竹の塚	*
78		小山 純一	こやま じゅんいち	淵江中	竹の塚	
79		橋本 美津江	はしもと みつえ	西保木間小	竹の塚	
80		吉澤 たち子	よしざわ たちこ	竹の塚中	竹の塚	
81		栗原 まり子	くりはら まりこ	保木間小	竹の塚	
82		人見 真吾	ひとみ しんご	竹の塚小	竹の塚	*
83		11	森岡 裕子	もりおか ひろこ	西新井二小	西新井
84	土岐 理恵		とき りえ	西新井中	西新井	
85	北島 文江		きたじま ふみえ	西伊興小	伊興	*
86	渡辺 広一		わたなべ ひろかず	東伊興小	伊興	*
87	加藤 清典		かとう きよのり	栗原北小	伊興	
88	吉川 輝雄		よしかわ てるお	第十四中	伊興	
89	磯 洋一		いそ よういち	伊興小	伊興	
90	齋木 幸江		さいき ゆきえ	伊興中	伊興	
91	12	横山 良和	よこやま よしかず	鹿浜小	鹿浜	
92		原田 勉	はらだ つとむ	鹿浜一小	鹿浜	*
93		福藤 恭司	ふくとう きょうじ	鹿浜西小	鹿浜	
94		阿出川 恵子	あでがわ けいこ	上沼田小	鹿浜	*
95		渡邊 淳子	わたなべ じゅんこ	北鹿浜小	鹿浜	
96		浅香 一浩	あさか かずひろ	皿沼小	鹿浜	
97		松崎 顕治	まつざき けんじ	第八中	鹿浜	
98		橋本 嘉朗	はしもと よしあき	鹿浜中	鹿浜	
99		船橋 由美子	ふなはし ゆみこ	加賀中	鹿浜	
100		笠原 昌俊	かさはら まさとし	新田小	新田	
101		諏訪 法和	すわ のりかず	新田中	新田	
102	13	館山 晴美	たてやま はるみ	舎人小	舎人	
103		岡野 寛	おかの ひろし	足立入谷小	舎人	
104		緑川 勝彦	みどりかわ かつひこ	古千谷小	舎人	
105		渋谷 恒男	しぶや つねお	入谷中	舎人	
106		小田川 利幸	おだがわ としゆき	舎人一小	舎人	
107		杉村 暢之	すぎむら のぶゆき	入谷南中	舎人	

## 第 2 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区青少年委員の委嘱について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>1 提案理由 平成26年3月31日をもって、平成24・25年度の足立区青少年委員の任期が満了するため、足立区青少年委員に関する規則第3条に基づき、平成26・27年度の足立区青少年委員を新たに委嘱する。</p> <p>2 被委嘱者 別紙「平成 26・27 年度 足立区青少年委員名簿」のとおり</p> <p>3 委嘱期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで</p> <p>4 経歴等 平成 26・27 年度の足立区青少年委員の被委嘱者は、再任者が 76 名、新任者が 31 名である。再任者については、いずれも活動状況は良好であり、意欲の高い人物が選ばれている。また、新任者についても、いずれも P T A 会長等を務めていたなど、地域及び学校との繋がりが深い人物が選ばれている。</p>
今後の方針	円滑に職務を遂行できるよう、指導、助言を行っていく。



第 2 5 号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について  
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について  
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日

(部長級)

氏 名 浅 見 信 昭

職 層 名 参 事

発令内容 教育次長参事を命ずる

教育次長副参事（学力定着推進担当）【統括課長】事  
務取扱を命ずる

(統括課長級)

氏 名 鳥 山 高 章

職 層 名 副参事

発令内容 子ども家庭部子ども家庭課長【統括課長】を命ずる

(課長級)

氏 名 浮 津 健 史

職 層 名 副参事

発令内容 学校教育部教育指導室長を命ずる

氏 名 川原井 隆 之  
職 層 名 副参事  
発令内容 学校教育部教職員課長を命ずる

氏 名 荻 原 貞 二  
職 層 名 副参事  
発令内容 子ども家庭部子ども・子育て支援課長を命ずる

氏 名 橋 本 太 郎  
職 層 名 副参事  
発令内容 子ども家庭部子ども・子育て施設課長を命ずる

氏 名 寺 島 光 大  
職 層 名 副参事  
発令内容 子ども家庭部青少年課長を命ずる

氏 名 西 野 知 之  
職 層 名 副参事  
発令内容 こども支援センターげんき所長を命ずる

氏 名 渡 邊 勇  
職 層 名 副参事  
発令内容 子ども家庭部副参事（こども支援担当）を命ずる

2 発令年月日 平成26年3月31日

(部長級)

氏 名 永 井 章 子  
職 層 名 参 事

発令内容 子ども家庭部参事を免ずる  
子ども家庭部子ども家庭課長【統括課長】事務取扱を  
解く  
子ども家庭部副参事（おおやたこども園担当）【統括  
課長】事務取扱を解く

(統括課長級)

氏 名 鳥 山 高 章  
職 層 名 副参事  
発令内容 子ども家庭部保育計画課長【統括課長】を免ずる

(課長級)

氏 名 高 橋 秀 幸  
職 層 名 副参事  
発令内容 学校教育部学校支援課長を免ずる

氏 名 下河邊 純 子  
職 層 名 副参事  
発令内容 学校教育部副参事（放課後子ども教室担当）を免ずる

氏 名 宮 澤 一 則  
職 層 名 副参事  
発令内容 学校教育部教育指導室長を免ずる

氏 名 山 崎 宏  
職 層 名 副参事  
発令内容 学校教育部教職員課長を免ずる

氏 名 荻 原 貞 二  
職 層 名 副 参 事  
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 保 育 課 長 を 免 ず る

氏 名 大 谷 博 信  
職 層 名 副 参 事  
発 令 内 容 子 ども 家 庭 部 青 少 年 課 長 を 免 ず る

氏 名 境 博 義  
職 層 名 副 参 事  
発 令 内 容 こ ども 支 援 セ ン タ ー げ ん き 所 長 を 免 ず る

( 提 案 理 由 )

平成 2 6 年 4 月 1 日 付 の 区 長 部 局 の 人 事 異 動 等 に 伴 い 、 教 育 委 員 会 事 務 局 幹 部 職 員 の 人 事 異 動 を 行 う 必 要 が あ る の で 、 こ の 案 を 提 出 い た し ま す 。